

# 第3章

---

## 次世代育成に係る これまでの取り組み

### 1 第1期「えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の進捗状況

- (1) 総括
- (2) 施策体系ごとの推進状況と今後の課題

### 2 子育てを取り巻く新たな課題

- (1) 国の少子化対策
- (2) 子ども・子育て支援新制度と次世代法の延長
- (3) 社会的養護の推進
- (4) 子どもの貧困対策
- (5) いじめ問題への対応

### 3 第2期計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性



## 第3章 次世代育成に係るこれまでの取組み

### 1 第1期「えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の進捗状況

#### (1) 総括

平成22年3月に策定した第1期の「えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」では、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間として、「子ども」、「親」、「地域」の視点に立った3つの基本理念に基づき、子どもの成長段階に応じた7つの基本目標の下に21の基本施策を置き、さらに実効性を高めるために、労働、保健、医療、福祉、教育、警察など幅広い分野から85項目の目標指標を設定して、毎年度、進捗状況の点検評価を行ってきました。

目標指標85項目について、前年度対比でみると、プラン初年度である平成22年度は45項目、23年度は42項目、24年度は45項目で、それぞれ前年度より数値が改善されており、平成25年度においても、愛workにおける若年求職者の就職者数や放課後児童クラブの設置数、学校の耐震化率、不登校生徒数の減少、自立援助ホームの整備か所数、えひめ子育て応援企業の認証件数など38項目で進展が見られました。

また、目標値に対する達成率については、平成25年度末において、数値化できる56項目のうち、えひめ結婚支援センターのメルマガ購読者数や延長保育の実施か所数（松山市を除く。）、小児救急医療電話相談の1日あたりの相談件数、ファミリーホームの整備か所数、就業支援講習会受講生の就業率など20項目で目標値を達成しています。

#### (2) 施策体系ごとの進捗状況と今後の課題

##### 第1目標 「子育ての夢」が感じられる“えひめ”（結婚前後期）

###### 【進捗状況と今後の課題】

愛workによる若年者の就職支援やえひめ結婚支援センターメルマガ購読者数の増加などに努めました。今後も、より効果的な就職支援に取り組むとともに、未婚化・晩婚化対策としてえひめ結婚支援センターを活用した男女の出会いの場の提供等に積極的に取り組む必要があります。

主な目標指標	平成22年度 【計画策定時】	平成25年度 【実績値】	平成26年度 【目標値】
01 若年求職者の就職者数（愛workにおける就職支援数）	1,200人	2,445人	2,500人 (25年度)
04 えひめ結婚支援センターメルマガ購読者数	7,300人	9,466人	9,000人 (25年度)

## 第2目標

### 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”（妊娠前後期）

#### 【進捗状況と今後の課題】

新生児を対象にした先天性代謝異常等検査の100%実施のほか、心と体の健康センターに設置した不妊専門相談センターでの不妊専門相談等の実施に努めました。今後も、子どもの健康だけでなく母性の健康を守るための取組みを推進していく必要があります。

	主な目標指標	平成22年度 【計画策定時】	平成25年度 【実績値】	平成26年度 【目標値】
07	県内出産医療機関における先天性代謝異常等検査の実施率	100%	100%	100%
11	不妊専門相談開設日数	64日	63日	64日

## 第3目標

### 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”（乳幼児期）

#### 【進捗状況と今後の課題】

延長保育や休日保育の実施か所数、放課後児童クラブの設置数は順調に増加しており、保育サービス及び放課後児童対策の充実が図られているほか、小児救急医療電話相談の1日当たりの相談件数は目標値を大きく上回っており、地域の小児救急医療体制の補強に寄与しています。今後も、子育て中の親を支援するためのサービス等を質・量ともに、より一層充実させていく必要があります。

	主な目標指標	平成22年度 【計画策定時】	平成25年度 【実績値】	平成26年度 【目標値】
15	地域子育て支援拠点施設設置か所数	≪43か所≫ [23か所]	≪46か所≫ [27か所]	≪61か所≫ [29か所]
16	子育て情報サイトへのアクセス件数	31,842件	36,071件	40,000件
20	延長保育の実施か所数	≪77か所≫ [55か所]	≪89か所≫ [61か所]	≪88か所≫ [61か所]
21	休日保育の実施か所数	≪3か所≫ [10か所]	≪5か所≫ [14か所]	≪7か所≫ [13か所]
29	放課後児童クラブ設置数	≪134か所≫ [45か所]	≪172か所≫ [64か所]	≪184か所≫ [72か所]
31	小児救急医療電話相談の1日あたりの相談件数	8.0件	25.8件	15.0件

※ ≪ ≫内は松山市を除く値、[ ]内は松山市のみの値。

#### 第4目標

#### 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”（学童・思春期）

##### 【進捗状況と今後の課題】

毎年度、県立学校施設への耐震工事を計画的に実施することにより、耐震化率は順調に上昇しています。また、児童・生徒の非行や問題行動等を未然に防止するための取組みを積極的に実施していますが、不登校児童は増加傾向にあるため、対策を強化する必要があります。

	主な目標指標	平成 22 年度 【計画策定時】	平成 25 年度 【実績値】	平成 26 年度 【目標値】
34	子どもを対象とした芸術文化事業への参加者数	18,955 人	25,089 人	増 加
41	学校の耐震化率（県立学校施設）	47.5%	68.6%	100%
44	不登校児童数（小学校）	142 人	167 人	減 少
45	不登校生徒数（中学校）	990 人	818 人	減 少

#### 第5目標

#### 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

（子育て全期間）

##### 【進捗状況と今後の課題】

児童養護分野では、社会的養護が必要な子どもたちの受け皿となる自立援助ホームやファミリーホームの整備に努めるとともに、里親制度の普及啓発にも取り組みました。また、母子家庭等への支援分野では、職業能力向上のための技能取得など就業支援体制等の充実に努めました。近年、児童虐待相談対応件数や貧困家庭数が増加しており、今後もこうした問題への対策に一層取り組んでいく必要があります。

	主な目標指標	平成 22 年度 【計画策定時】	平成 25 年度 【実績値】	平成 26 年度 【目標値】
55	自立援助ホームの整備	0 か所	2 か所	3 か所
56	ファミリーホームの整備	0 か所	6 か所	3 か所
58	養育里親の登録数	36 世帯	85 世帯	50 世帯
59	里親への委託児童数	20 人	35 人	40 人
67	就業支援講習会受講生の就業率	17.1%	43.8%	25.0%

## 第6目標

### 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

(子育て全期間)

#### 【進捗状況と今後の課題】

児童の安全・安心を守るため、防犯灯の設置を進めたほか、子育て家庭が自由に利用できる児童館等の「遊びの場」の維持・充実に努めました。今後も、引き続き、登下校における児童の安全を守るとともに、事故防止の普及啓発や安心して遊べる場の提供などに努める必要があります。

主な目標指標	平成 22 年度 【計画策定時】	平成 25 年度 【実績値】	平成 26 年度 【目標値】
70 まもるくんの会社の設置数	11,746 か所	10,227 か所	増加
74 防犯灯の設置数	2,042 灯	2,695 灯	増加
78 児童館の整備数	45 館	45 館	49 館
79 放課後子ども教室の設置数	≪36 か所≫ [17 か所]	≪50 か所≫ [27 か所]	≪57 か所≫ [42 か所]

※≪ ≫内は松山市を除く値、[ ]内は松山市のみの値。

## 第7目標

### 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”(子育て全期間)

#### 【進捗状況と今後の課題】

県内の中小企業が、働きながら子育てしやすい労働環境の整備に取り組むよう、「えひめ子育て応援企業」の認証の取得促進に努めました。今後も制度の周知・啓発を図り、認証の取得を促進するほか、男女共同参画社会の意義や責任などについて、様々な機会・媒体等を活用して普及啓発活動を推進する必要があります。

主な目標指標	平成 22 年度 【計画策定時】	平成 25 年度 【実績値】	平成 26 年度 【目標値】
82 えひめ子育て応援企業の認証件数	4 社	511 社	535 社
83 「男女共同参画社会」という言葉の周知度	66.4%	69.9%	100%

## 2 子育てを取り巻く新たな課題

県では、次代を担う子どもたちの健やかな成長や少子化に歯止めをかけることを目指し、平成 22 年 3 月に「えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」（以下「前プラン」という。）を策定し、集中的・計画的な取組みを進めてきました。この結果、前プランに掲げた施策は着実に進展しているものの、未婚化・晩婚化・晩産化の進行や若者の県外流出などにより出生数は減少を続けています。また、子どもと子育て家庭を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しており、次のような課題等も浮上しています。

### （1）国の少子化対策

平成 26 年 6 月に国が発表した「経済財政運営と改革の基本方針 2014（骨太の方針 2014）」では、人口減少問題の克服として「50 年後に 1 億人程度の安定した人口構造の保持を目指す」との目標が掲げられるとともに、「結婚・妊娠・出産・育児の『切れ目のない支援』を行うため、子どもへの資源配分を大胆に拡充する」などの抜本的な少子化対策に取り組む姿勢が示されたところです。

併せて、新たな少子化社会対策の大綱を平成 26 年度中に策定することが明記されており、本県においても、こうした国の動向を注視しながら、引き続き対策に取り組んでいくことが必要です。

### （2）子ども・子育て支援新制度の創設と次世代法の延長

#### ① 子ども・子育て支援新制度の創設

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）をはじめ関連法律が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

この制度は、市町が事業の実施主体となり、今後 5 年間で教育・保育の量の拡充、質の向上をめざした市町子ども・子育て支援事業計画を策定するもので、県においても、その計画を重層的に後押しする義務が課されていることから、県と市町が連携して子育て支援を充実させていくことが必要です。

#### ② 次世代法の延長

次世代法は、平成 26 年度までの時限立法でしたが、引き続き集中的・計画的な対策の推進・強化が必要であることから、平成 26 年 4 月の改正により、10 年間の延長されることになりました。

平成 27 年度以降、次世代育成支援行動計画の作成は、任意となりましたが、少子化に歯止めがかからない現状に鑑み、引き続き同計画を策定のうえ、次世代育成支援の取組みを推進していくことが必要です。

### （3）社会的養護の推進

核家族化や都市化が進行する中で、子育て中の親の孤立や育児困難が一層深刻



化しており、児童虐待に関する養護相談件数も急増しています。このため、虐待防止の意識啓発や虐待の予防、早期発見・早期対応、保護・自立に向けた支援などの取組みを進めていくとともに、様々な理由を抱え、家庭内で適切な養育が受けられない子どもに対し、より家庭的な環境で、安心して暮らせる「あたりまえの生活」を保障するため、社会的養護体制の充実を図っていくことが必要です。

#### (4) 子どもの貧困対策

子どもの貧困が社会問題化する中、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 64 号)が成立するとともに、平成 26 年 8 月には、取組みを具体的に進めるための「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「貧困対策大綱」という。)が策定されました。

国を支える子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることがないように、貧困対策大綱の趣旨を踏まえ、しっかりとした取組みを進めていくことが重要です。このため、市町や関係機関と緊密に連携し、ひとり親家庭等への支援の拡充のほか、いじめや児童虐待など児童生徒の問題行動等に対応するための教育現場と福祉との連携強化、障害のある児童生徒等への支援の充実など、地域の実情に応じた対策を積極的に展開していくことが必要です。

#### (5) いじめ問題への対応

学校は、子どもたちが夢を実現するための準備をする大事な場所です。

しかしながら、平成 24 年度に、いじめの問題を背景として生徒が自らその命を絶つという痛ましい事案をきっかけに、いじめ問題が大きな社会問題となり、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)が成立・公布されました。

いじめの問題の未然防止を図るためには、児童生徒が悩みや不安などを速やかに相談できるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置するなど、教育相談体制を整備することが重要です。また、学校と関係機関との連携を強化し、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめを認知した際には早期に対応することが大切です。



### 3 第2期計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性

年金等の社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下など、社会・経済に大きな影響を及ぼす少子化に早急に対策を講じ、仕事と生活の調和を図りながら、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することは、ますます重要性を増しています。

このため、第2期計画においては、第1期計画の点検・評価を行うとともに、新たな課題にも的確に対応できるよう、取組みを更に発展・強化させ、家庭、地域、企業などすべての県民が協働し、次世代育成支援施策の推進に総合的かつ計画的に取り組んでいく必要があります。

